

よくある御質問

(1) 書面表決・表決委任関連

Q 1 : 「最低限の社員が実際に一堂に会することが求められる」の「最低限」とは、具体的に何名ぐらいを示すのか。

A 1 : 総会は、合議制の機関(複数の構成員が議論して決定する場)であるという性質上、少なくとも議事の進行者(議長)に加え、社員2名程度の参加が望ましいです。

(2) オンライン上での会議関連

Q 2 : 「オンライン上での会議」としてどのような手法があるか。

A 2 : WEB会議やテレビ会議など、音声や映像を活用するものに加え、LINE等のSNSにおけるメッセージのやりとり(ただし、情報伝達の双方向性、即時性を担保する必要あり。)も考えられます。

Q 3 : オンライン会議を行いたいが、環境が整備されていない又は御高齢等の理由により、中継ができない方がおられる場合はどうすればよいか。

A 3 : 発言者が特定できる場合は、必ずしも映像で映し出す必要はありませんので、通話等の対応でも原則可能です。

Q 4 : 最低限の社員数でオンライン会議を開催しても問題ないか。

A 4 : 当日、オンライン会議に出席できない社員には、あらかじめ書面表決又は委任状表決いただき、それらの数をもって定足数が満たされる場合は、最低限の社員数で開催していただいても問題ありません。

(3) みなし決議関連

Q 5 : 書面により社員から同意の意思を得た場合、その書面も残す必要があるか。

A 5 : 保管義務はありません(同意の形式の決まりもありません)が、証拠書類として、みなし決議の議事録とともに残されることをお勧めします。電子的記録の場合も同様です(メールの場合は受信ボックスに残しておく、又は印刷して綴じておくなど)。

Q 6 : 提案者は理事でないといけないのか。また、議事録作成者は理事長でないといけないのか。

A 6 : 提案者は、理事又は社員となります。なお、議事録作成者は特段決まりがございませんので、どなたを選んでいただいても結構です。

Q 7 : みなし決議を理事会にも準用することはできるか。

A 7 : 当然ながら、貴法人の定款において、理事会におけるみなし決議に関する規定がある場合は、活用いただいても問題ありません。一方、定款上規定されていない場合は、みなし決議はNPO法上、社員総会に対する例外的な規定であるという性質を踏まえ、準用することはお勧めしておりません。ただし、今般の状況を踏まえ、たとえ少人数であっても集まることが難しい場合は、みなし決議を導入いただくこともやむを得ないと考えます。